

分科会および検討会における検討 内容と主な論点について

1. 検討会・分科会における主な検討内容
2. 検討会・分科会におけるご指摘内容一覧
3. 第3回検討会においてご議論いただきたい内容

1-1. 検討会・分科会における主な検討内容【第1回検討会資料より】

検討会名		検討事項
家庭エコ診断推進基盤整備事業検討会		<ul style="list-style-type: none"> ・全体統括 ・全体進捗管理 ・家庭エコ診断制度ガイドラインの検討 ・分科会へのタスクアウト ・分科会からのインプットの共有と調整
分科会名		検討事項
第一分科会	普及戦略検討分科会	<ul style="list-style-type: none"> ○受診者拡大のための方法の検討 ・スキーム別の受診者拡大のため手法検討 ・家庭エコ診断制度構築に向けた検討 <ul style="list-style-type: none"> ※地域に根ざした診断実施スキームの検証 ※民間企業による診断実施スキームの検証(民間企業の採択)
第二分科会	資格制度運用・検討分科会	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭エコ診断制度の資格試験の構築 ・試験制度の運用体制 ・問題作成 ・合格基準の明確化 ・診断員の管理方法 ○診断データ利活用方策に関する検討 ○うちエコ診断ソフトを含む診断手法の改良に関する検討

1-2. 検討会、分科会における進め方

区分	平成25年度		
	第1回(5～7月)	第2回(12月)	第3回(1～2月)
家庭エコ診断推進基盤整備事業検討会	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度事業実施方針の承認 ・分科会設置、分科会座長、委員等の承認 ・分科会での検討事項の共有 ・各分科会のスケジュール、進め方等の承認 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭エコ診断制度実施に向けたガイドライン案の確認 ・各分科会からの事業実施状況における、中間報告の確認および今年度事業全体の進捗状況についての把握 ・各分科会ごとの今後の進め方、考え方の調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度以降の家庭エコ診断制度実施に向けたガイドラインの確認 ・各分科会報告を受けた、平成25年度事業成果の検証・評価 ・平成25年度事業のとりまとめ
第一分科会 普及戦略検討分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭エコ診断制度における受診者拡大のための普及戦略検討 ・スキーム別試行実施内容の確認 ・民間企業等による診断試行実施の選考と採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭エコ診断制度における受診者拡大のための普及戦略の進捗状況の確認 ・スキーム別試行実施状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭エコ診断制度における受診者拡大のための普及戦略方策のとりまとめ、評価 ・地域に根ざした診断実施スキームのとりまとめ、評価 ・民間企業による診断実施スキームのとりまとめ、評価
第二分科会 資格制度運用・検討分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・資格試験制度の資格要件および実施方法についての検討と決定 ・うちエコ診断ソフトを含む診断手法の改良スキームの検討 ・診断データの利活用方策案の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度試行試験の実施結果の報告と平成26年度の資格制度に向けた対応案の検討 ・うちエコ診断ソフトを含む診断手法の改良案検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度にむけた資格試験制度運用方針・方法の決定 ・平成26年度診断実施に向けたうちエコ診断ソフトを含む診断手法の改良点の確認 ・平成26年度に向けた診断データ利活用方策のとりまとめ

2-1.第2回検討会における主なご指摘内容一覧-①

項目	委員からの指摘	平成25年度事業における対応案
(1) 家庭エコ診断制度の実施範囲の考え方について	<ul style="list-style-type: none"> ① 家庭エコ診断制度としてワンストップサービスを重視するのであれば、対策支援の部分も何らかの網をかけてはどうか。 ② 消費者問題の訴訟で、書面での同意を取っていない事業者は結局裁判で不利になっている。同意取得の方法として口頭ベースの同意で可能かどうか再確認すべきだ。 ③ 診断の実施事務機関の主体別に制度設計してはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 対策支援の位置づけと範囲の整理を行った。【資料2-1(2-4)】 ② 民間事業者および有識者にヒアリングを行い、消費者問題の点も踏まえ同意取得方法について整理した。【資料2-1(2-5)】 ③ 主体別にガイドラインのどの部分が該当するか整理を行う。【資料3】
(2) 家庭エコ診断制度の普及方法について	<ul style="list-style-type: none"> ① 政府系金融機関や住宅支援機構におけるローンの要件として診断サービスと連携することを検討してはどうか。 ② 消費者にとって、診断を魅力として感じられるようなデータや効果の出し方が必要である。 ① 中古住宅の省エネ化および資産価値向上のために国土交通省や経済産業省で整備している住宅そのものに対する評価制度と家庭エコ診断制度の暮らし方の部分が上手く連携できるように制度設計してはどうか。 ② 平成26年度からの制度運用開始に向けて、制度の普及戦略が不明瞭である。マーケットがあるところにアプローチする方法を具体的に検討し取りまとめていただきたい。 ③ ライフイベントのポイントとなる場所で診断するなど、診断と何かプラスワンの仕組みの検討が必要である。 ④ 制度の普及において、将来診断制度を義務付けるイメージがあることを念頭に制度設計してはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 制度全体として他の制度との連携について引き続き検討を行う。 ② データ利活用方策として、消費者にとってわかりやすいデータ公表のあり方について取りまとめた。【資料2-1(8-3、8-4)】 ① 制度全体として他の制度との連携について引き続き検討を行う。 ② 普及戦略としてターゲット別のアプローチ方法を具体的に取りまとめた。【資料2-2(3-8、3-9、3-10)】 ③ ターゲット別に認知度向上策と受診者拡大策を取りまとめた。【資料2-2(3-8、3-9、3-10)】 ④ 全家庭への義務付けは困難と考えられるが、制度普及にあたっては様々な民生部門対策と合わせて検討を行う。
(3) 制度運用上のリスクへの対応について	<ul style="list-style-type: none"> ① 民間事業者が名称を使用する場面とその範囲について整理いただきたい。 ② 診断士だけではなく、診断実施機関に対してもトラブルを起こした際の対応として指導、勧告、取り消しといった措置の整理が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 診断実施機関の認定と合わせて、診断名称等の使用範囲についてガイドラインに取りまとめる。【資料3】 ② 診断実施機関、診断士の認定やトラブル対応の方法を整理する。【資料3】

※第1回検討会の指摘事項は①②で記載する。
 ※第2回検討会の指摘事項は①から④で記載する。

2-1.第2回検討会における主なご指摘内容一覧-②

項目	委員からの指摘	平成25年度事業における対応案
(4) 資格試験制度について	<p>① 相談員、診断士を継続的にレベルアップしていく仕組みが必要である。</p> <p>① ガイドラインでは、資格試験制度の運営に関してどこまで規定し、どこからを資格試験運営事業者側の裁量とするのか整理いただきたい。</p> <p>② うちエコ診断士に対して、家庭での対策に関する最新技術について常に習得できるような仕組みが必要である。</p> <p>③ 資格試験合格後にうちエコ診断士になろうとする者に対する研修は必須ではないだろうか。また、事務局負担を軽減するためにWEB研修等を検討してはいかがか。</p> <p>④ 資格試験制度を自立的な運営とするのであれば、受験料だけでまかなうのではなく、別途収益を得る方法を検討してはいかがか。</p> <p>⑤ うちエコ診断士の専門知識を考慮したレベル設定は、医師の資格のように自ら専門分野を名乗る方法も検討してはいかがか。</p>	<p>① 相談員、診断士のレベルアップ方法については今後検討する。【資料2-1(4-8)】</p> <p>① ガイドラインに資格試験運営事務局の要件を取りまとめた。【資料3】</p> <p>② うちエコ診断士のレベルアップ方法として各種研修会を行う。【資料2-1(4-8)】</p> <p>③ 資格試験合格から認定までの手続きの中で、研修会を位置づけた。【資料2-1(4-2)】</p> <p>④ 資格試験制度として、収益を得る方法を整理した。【資料2-1(4-3)】</p> <p>⑤ うちエコ診断士内のレベル設定として、認定方法や考え方と合わせて今後の方向性について整理を行った。【資料2-1(4-1)】</p>
(5) 独自の家庭エコ診断の認定について	<p>① うちエコ診断と独自の家庭エコ診断との違いを整理いただきたい。</p> <p>② 独自の家庭エコ診断を認定するにあたり、うちエコ診断ソフトとで提案される対策に差があるため、何らかの公平性を担保する必要がある。</p> <p>③ 独自の家庭エコ診断のソフト要件として、CO₂排出係数やロジック等で不条理なものをを用いている診断は排除できるような要件が必要である。</p>	<p>① うちエコ診断と独自の家庭エコ診断との違いを整理した。【資料3】</p> <p>②③ 独自の家庭エコ診断ソフトの認定要件を具体的にまとめる。また、認定の際に公平性を担保する方法としてロジックを公表することを検討し、その公開範囲について具体的に整理した。【資料2-1(9-2、9-3)】</p>

※第1回検討会の指摘事項は①で記載する。

※第2回検討会の指摘事項は①から④で記載する。

2-1.第2回検討会における主なご指摘内容一覧-③

項目	委員からの指摘	平成25年度事業における対応案
(6) 診断データの活用について	① 自治体にとって、診断で得られるデータは非常に重要である。個人情報に抵触しない範囲で、診断データを活用できるようにしていただきたい。	① 診断データの公表範囲、方法について取りまとめた。【資料2-1(8-2、8-3、8-4)】
(7) 診断スキームの検討について	① 診断後のフォローアップ方法として、受診者に負担をかけないでデータを取得するスキームの検討が必要である。	① 診断後に受診者をフォローする仕組みを取りまとめた。【資料2-1(6)】

※第1回検討会の指摘事項は①で記載する。

2-2.第3回第一分科会における主なご指摘内容一覧

項目	委員からの指摘	対応案
(1) 家庭エコ診断制度の普及方策について	<ul style="list-style-type: none"> ① ターゲットとして、クラスター2、7、9に絞り、目標件数や普及のための施策を再度検討すべきである。 ② ターゲットとなるクラスターに対して名称を設定してはどうか。 ③ 制度全体の底上げのために、認知度向上において思い切った広報が必要である。新聞への掲載やリフォーム関連の雑誌への広報を再度検討してはどうか。 ④ 制度全体の認知度を上げるような施策に絞って普及戦略を見直す必要がある。また、その際に、募集方法は間接的なアプローチではなく、直接的なアプローチを支援するような施策が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ① ターゲットを絞り、目標件数および普及のための施策を取りまとめた。【資料2-2 (3-3、3-7)】 ② ターゲットとなるクラスターのプロフィールと名称を整理した。【資料2-2 (3-5)】 ③ ターゲット層への具体的なアプローチ方法として「リフォーム」「インテリア」関連専門誌への掲載を整理した。【資料2-2 (3-8、3-9)】 ④ ターゲット層への受診の呼びかけ方策として直接的なアプローチを追加した。【資料2-2 (3-8、3-9、3-10)】
(2) 家庭エコ診断制度の目標件数について	<ul style="list-style-type: none"> ① 目標件数を見直すにあたって、何を指すのか明確にしていきたい。受診者数の増加か、CO₂削減量か認知度かによって、その後の施策が異なる。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 目標件数の考え方を整理した。【資料2-2 (3-7)】
(3) 地域試行実施結果について	<ul style="list-style-type: none"> ① ターゲットとなるクラスターの情報を地域での診断の普及方に反映してほしい。 ② 自治体に対してしっかりとした広報が必要である。 ③ 地域での診断実施においてグッドプラクティスを他の地域に横展開してはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ① クラスター分析で得られた情報は地域試行実施機関や自治体、民間事業者にフィードバックを行う。 ② 自治体へ引き続き情報共有等、広報を行う。 ③ 診断実施機関における事例を取りまとめて、他の地域に紹介することで、制度全体として認知度向上をねらう。

2-3.第3回第二分科会における主なご指摘内容一覧

項目	委員からの指摘	対応案
(1) 資格試験制度について	<ul style="list-style-type: none"> ① 独自診断の認定において、家庭エコ診断制度を実施する主体として共通の知識として必要な要件やレベルを規定してはどうか。例えば、相談員資格を持っていることを要件とすることを検討してはどうか。 ② 検定料や収入の部分をどこまで資格試験運営事務局の自由度とするのか検討いただきたい。 ③ 一次試験のみは5,000円程度、二次試験と合わせて10,000円程度が妥当ではないだろうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 独自診断の認定要件として、相談員資格レベルを持つことを推奨する。 【資料2-1 (9)】 ②、③ 検定料やそのほかの事業の収益については、資格試験運営事務局の裁量による部分が大きい。
(2) 短縮版診断	<ul style="list-style-type: none"> ① 短縮版診断と通常診断の名称や位置づけを検討いただきたい。 ② 短縮版診断をスタンダードとし、通常診断をフル診断とする位置づけも検討してはどうか。 ③ 短縮版診断と通常診断の比較検証において、分析結果から読み取れる情報の再整理が必要である。 ④ 短縮版診断の実施主体別に分析してはどうか。 ⑤ 分野別の実施率の差を比較してはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ①、② 短縮版、通常版のうちエコ診断について両方ともに「うちエコ診断」とし、1分野から3分野を診断することとする。また、資格試験においては3分野の診断をベースとする。 【資料2-1 (3-1)】 ③、④、⑤ 短縮版の検証結果について再度整理した。
(3) 診断データの利活用方策	<ul style="list-style-type: none"> ① 診断データの提供方法は引き続き課題として検討いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 診断データの提供方法については引き続き課題として検討する。
(4) 独自の家庭向けエコ診断認定要件	<ul style="list-style-type: none"> ① 独自の家庭向けエコ診断の認定を受けると、認定された事業者はどのような文言で広報できるか整理が必要である。 ② うちエコ診断と独自の家庭エコ診断の名称や情報の出し方を整理すべきである。 ③ 独自の家庭向けエコ診断として認定された事業者が何か問題を起こした際の対応案を整理する必要がある。 ④ その他国が定める指針等については、明記しておく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 独自の家庭エコ診断における文言等の使用範囲について整理する。 ② 名称の明確化を図り、うちエコ診断と独自の家庭エコ診断を一般の方が区別できるように情報提供を行う。 ③ 独自の家庭エコ診断の管理方針について整理する。 ④ 国が定める指針等について記載した。 【資料2-1 (9-2)】
(5) 家庭向けエコ診断制度運営ガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> ① 診断データの取り扱いについて、詳しく記載してはどうか。 ② 独自の家庭エコ診断を行う事業者に対する管理内容を記載してはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 診断データの取り扱いについて整理した。 【資料3】 ① 独自の家庭エコ診断における管理内容を記載した。【資料3】

3. 第3回検討会においてご議論いただきたい内容

- 資格制度運用・検討分科会(第二分科会)からの報告【資料2-1】
 - ・家庭エコ診断制度における対策支援の位置づけと同意取得方法について
 - ・資格試験制度の運用方針について
 - ・診断データの取りまとめおよび公表方針について
 - ・独自診断の認定要件について

- 普及戦略分科会(第一分科会)からの報告【資料2-2】
 - ・普及戦略における診断の普及先として選定したターゲット層について
 - ・ターゲット層に対するアプローチ方法について
 - ・これらを踏まえた家庭エコ診断制度の目標について

- 平成26年度以降の家庭エコ診断制度実施に向けたガイドライン【資料3】
 - ・家庭エコ診断制度ガイドライン案の内容についてご確認いただきたい。

[資料2-1および2-2の論点にはスライド右上に★印にて示す]

【参考】平成25年度事業全体スケジュール

